

複写無効

住 所

大分県大分市久原中央四丁目7番1号

氏 名

藤澤環境開発株式会社
代表取締役 松井恭子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

許可の年月日 令和2年3月19日

滋賀県知事 三日月大造

許可の有效年月日 令和 7 年 3 月 18 日

許可の有効年月日 令和 7 年 3 月 18 日

1. 事業の範囲

積替えのたびに保管を除く収集運搬

事業の区分：積み下ろしまない収集運輸業
特別管理産業廃棄物の取扱

燃え殻（カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むものに限る。）／汚泥（カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、セレン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロエタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロベンゼン、チウラム、シマジン、シアン、ベンゼン、セレン、1,1-ジクロロエチレン、ダイオキシン類を含むものに限る。）／鉛油（カドミウム油及びトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエチレン、1,3-ジクロロベンゼン、ベンゼン、1,1-ジクロロエチレン、シアン、トリクロロエチレン、シクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、シアン、トリクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロエチレン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）／廃アルカリ（pH12.5以上のもの及び水銀、カドミウム、鉛、有機リン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロエチレン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）／鉱さい（水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、1,1-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,1-1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロエチレン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）／ばいじん（水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、1,1-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,1-1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロエチレン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）／ばいじん（水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、1,1-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,1-1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロエチレン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）／廃石綿等

(以上 8 項目)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

「なし」

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 2 年 3 月 19 日 新規許可
令和 2 年 7 月 27 日 氏名の変更
令和 3 年 7 月 29 日 氏名の変更

5. 積替え許可の有無 無
市名 —

許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無